　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成27年2月14日

島根県技術士会会員　各位

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成26年度島根県技術士会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　選挙管理委員会　　代表　小豆澤　薫

役員改選に伴う役員選任について

1. 選挙通告

平成27年度からの島根県技術士会役員選挙を行います。役員の選任は推薦を含む立候補者による選挙で選出いたします。

1. 新年度役員の選任方法について

　　標記について、本日の理事会において以下のとおり決定しました。

　（１）平成27～28年度の島根県技術士会役員定員について（会則1０条）

　　　　会長　１名

理事　14～19名(副会長、事務局長、青年部を含む)

監事　2名

（２）役員選任方法について

　　　　①選挙の方法

1. 会員は推薦（推薦者は事前に被推薦者の承諾を得ておく）を含む立候補者から会長（1名）、理事（1名）及び監事（1名）を記入する。

ロ）但し青年部（45歳以下）に属する会員は、上記に加え青年部理事（1名）もをあわせて記入する。

②締切日までに定員に満たなかった場合の対応

　　　　　　　別途、選挙日程を設ける。

役員選挙管理運営の手引き

　(目的)

1. 役員の選挙(以下「選挙」という)管理運営に関する事項については、役員選挙要領によるほか本手引きによる。

　(組織)

第２条　役員選挙管理委員会(以下「委員会」という)は委員長、副委員長により構成される。委員会は選挙管理運営に関する事項について協議・運営する。

（選挙日程）

1. 委員会は、以下の各項目についての日程を決定し、公表しなければならない。

（１）立候補受付開始及び終了日

（２）投票用はがき発送予定日

（３）投票締切日

（４）開票日

（不正行為に関する指摘及びその事実確認）

第４条　選挙にあたり、技術士の信用失墜行為が認められれば、当該会員に対し、口頭による説明を求めることができる。

附則

　この手引きは平成21年2月21日　から施行する。

役員選挙要領

1. 総則

第1条　島根県技術士会　会則第11条の規定に基づく役員の選任に関する事項については、この要領による。

第二章　選挙管理委員

第２条　選挙管理委員(以下「委員」)は、役員の選挙を執行し、その事務を管理する。

２．委員は、公正にその職務を行わなければならない。

　　　　３．委員は、役員選挙の日程等を別途定めるものとする。

第３条　委員は、選挙権及び非選挙権その他の執行について疑義が生じたときは、これを判定する。

第４条　委員は２名をもって構成する。

第５条　委員は名誉理事の中から理事会の決議を経て委嘱する。

1. 委員に、委員長及び副委員長を置く。

第三章　選挙

　第６条　役員改選において会長、理事、監事の定数は、会則の範囲内において理事会で決定する。

第７条　会長、理事、監事の総数が定員に満たない場合は、別途、理事会で協議して方策を決定する。

1. 選挙の開票

第８条 開票は委員立会いの下に行う。

第９条 委員長は、委員会の事務に支障がない場合には、会員に開票事務の参観を許可することが出来る。

　 ２．開票を参観する会員は、委員長の指示に従わねばならない。

第10条　次に掲げる投票は無効とする。

（１）所定のハガキを用いないもの

（２）投票用ハガキの一部を切り取り投票したもの

（３）候補者でない者の氏名を記載したもの

（４）投票用ハガキに規定数以上記載したもの

（５）候補者の氏名のほか、他事を記載したもの

（６）投票締切日までに到達しなかったもの

　第11条　委員は、当選者及び次点者を決定し、当該人に通知する。

　第12条　委員長は、選挙の経過及びその結果を総会に報告しなければならない。

　第13条　総会、理事会における報告、公表は当選者の氏名とする。

1. 候補者の届出
   1. 役員の立候補者または推薦者は、所定の届出書または推薦書を作成し、委員長に提出する。届出は郵送、メールまたはFAXによる。

推薦（推薦者は事前に被推薦者の承諾を得ておく）は会長、理事、監事についてそれぞれ1名とし、他の推薦者と重複してはならない。

　第15条　委員は、提出された立候補届出書または推薦書を確認する。

1. 候補者受付

　第16条　委員会は、推薦を含む候補者の届出があったときは、当該候補者が被選挙権を有する正会員であることを確認し、受け付ける。

1. 選挙運動

　第17条　選挙に関し、会員は他の会員の名誉を重んじ、会員としての品位を害するような運動をしてはならない。

附則　この要領は平成21年2月21日より施行する。

　　　　　　　　　　　　　選　　挙　　日　　程

1)準備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 実　施　項　目 | 月　　　日 | 備　考 |
| １．選挙管理委員の選出と委員会の発足 | 2月14日(土) |  |
| ２．役員改選要領の周知 | 2月14日(土)  以降 | メール及び島根県技術士会HP |

2）選挙

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 実　施　項　目 | 月　　　日 | 備　考 |
| １．立候補・推薦受付開始日 | 2月 23日(月) | メール又はFAX可 |
| ２．立候補・推薦受付終了日 | 3月 2日(月) | メール又はFAX可 |
| ３．臨時理事会 | 3月 7日(土) | 立候補者が定数に満たない場合 |
| ４．投票用紙発送予定日 | 3月 23日(月) | 往復ハガキによる |
| ５．投票締め切り日 | 4月 8日(水) |  |
| ６．開票日 | 4月 11日(土) |  |
| ７．当選者の理事会への報告 | 4月 18日(土) |  |
| ８．新役員の承認 | 5月 23日(土) | 総会 |